

全産廃連

「迅速な処理の実行」へ改善求める

災廃対策で環境省に意見書

災害廃棄物処理を巡っては、環境省が「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」の議論をもとに、今後具体的な制度化を進める方向となっている。こうした状況下で全国産業廃棄物連合会はこれまで行ってきた、災害廃棄物処理の経験や実績を踏まえた災害廃棄物対策の制度的な課題の検討をもとに処理業界としての意見をとりまとめ、先月29日同省に提出した。「迅速な災害廃棄物処理の実行」を最優先課題とし、これを実現するため広域的な協力体制を阻害する問題点や、一般廃棄物処理施設の設定に係る特例措置の問題点などを改善することを求めている。

全産廃連がまとめた意見書では、緊急時である災害廃棄物の処理は迅速な対応を要するものであるが、平常時を前提とした現行の廃棄物処理法はそれに十分対応できていないと指摘している。具体的には、まず災害廃棄物処理の実施主体は平常時と同様に市町村とされているが、複数の市町村や都道府県にわたる広域の対応が必要とされる場合を想定した制度設計が行われていないので改善すべきだとした。

また、廃棄物処理法では産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとする場合、当該産業廃棄物処理施設の設定許可を持つ処理業者は当該一廃処理施設の設定許可を改めて取得する必要はなく、都道府県知事への届け出で済むこととしているが、災害廃棄物についてはこの特例措置が機能しないなどの問題があるとした。仮置き場などにおける移動式破砕施設や除塩施設など、必要な施設

設の設置を迅速に行えるよう許可等手続き制度の改善も求めている。今回の検討委員会は東日本大震災クラスまたはそれを超える規模の巨大災害発生を想定した対策スキームとなっているが、巨大災害に限らずその他の災害も想定した段階的な隙間のない制度とすべきだと提言。災害廃棄物の処理では迅速な処理の実施を旨としつつ、安易に焼却などの処分を行うのではなく、再生利用などによる廃棄物の減量化に最大限取り組みべきとした。

さらに法制度を具体化する際には、新たな法制度を創設するか既存法の修正で対応するか、最も適切な法的枠組みを選択することを要望。災害廃棄物の定義および範囲が

あいまいなままでは適正処理を確保する上で問題が生じる恐れがあることから、災害後の片付けで発生した廃棄物や被災した工場等で発生した廃棄物を含めるなど、災害廃棄物の合理的な定義などを明確にすべきだとした。

市町村、都道府県、国、産廃処理業界、その他関係業界による平常時からの処理体制づくりと想定訓練の実施の重要性を主張。資材、機材、処理施設などの能力を定期的に把握し、仮設の処理施設設置を検討する前に既存施設の有効活用の可能性を検討するなど、関係者が情報を共有・活用することの重要性を訴えた。